

(仮称)青山高原風力発電所リプレース事業に係る計画段階環境配慮書
に対する三重県知事意見

(総括的事項)

1 本事業は、供用中の「青山高原風力発電所」において、既設の風力発電設備を撤去し、新たに大型の風力発電設備を設置するものである。風力発電事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するもので、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。一方で、室生赤目青山国定公園に指定された良好な自然環境を有する地域であり、風力発電設備を大型化して事業を継続することは、これらの自然環境への影響が懸念される。

このことから、本事業の環境影響評価にあたっては、既存の「青山高原風力発電所」及び「新青山高原風力発電所」(以下、「既存風力発電所」)の設置の際に行った環境影響評価等や稼働中に行った調査結果等を活用し、既存事業による環境影響を適切に把握するとともに、方法書以降の図書に記載すること。

その結果を踏まえ、既存事業による重大な影響が明らかになった場合には、その影響を適切に回避できるよう、規模の縮小を含め事業計画を検討すること。

2 風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討にあたっては、既設の風力発電設備等の用地等を活用し、樹木等の伐採や土地の改変を行う面積を最小限に留めるとともに、リプレースに伴い不要となった区域の植生を適切に回復することにより、当該地域の自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

3 既設の風力発電設備等の撤去に伴う環境影響についても、設置に伴う影響と併せて予測・評価すること。

4 本事業の事業実施想定区域周辺において、既に多くの風力発電施設が稼働中及び計画中であり、特に事業実施想定区域内では別事業者が風力発電施設を更新中であることから、風力発電施設等の位置・規模等の検討にあたっては、これらの事業者と情報交換に努め、累積的な影響が可能な限り低減できるように計画すること。

5 事業実施にあたっては、「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」(2017年3月資源エネルギー庁)に基づき、地域住民や自治体等とコミュニケーションを図り、理解を得ながら事業を進めること。

6 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、計画段階配慮事項に掲げた各事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画に反映させるとともに、検討の経緯を明らかにすること。

7 個別的事項で述べる各項目に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

8 環境保全措置の検討にあたっては、既存風力発電所の設置の際に行った環境影響評価等や稼働中に行った調査結果、同様の事業で公開されている事後調査結果等を参考として、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(個別的事項)

1 騒音・振動

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在していることから、風力発電設備が大型化することにより騒音等及び風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年 5 月環境省)及び最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査及び予測を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等及び風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

2 水環境

事業実施想定区域には水源かん養保安林及び三重県水源地域の保全に関する条例に定める水源地域及び特定水源地域に指定された地域が存在し、下流域を含め周辺地域には水道水源が存在する。

このため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、改変を必要最小限に留める等により、土砂の発生や濁水等による水環境への影響を回避又は極力低減すること。

3 動物

事業実施想定区域及びその周囲では、クマタカをはじめとする希少猛禽類及びコウモリ類の生息情報があること、三重県指定希少野生動植物種であるサシバ等の渡りの経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備へのバードストライク及びバットストライク、移動経路の阻害等による鳥類及びコウモリ類への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討にあたっては、既存風力発電所の設置の際に行った環境影響評価等や稼働中に行った調査結果、専門家等からの助言を踏まえて、鳥類及びコウモリ類に関する適切な調査及び予測を行い、その結果に基づき、必要に応じ環境保全措置を講ずることにより、鳥類及びコウモリ類への影響を回避又は極力低減すること。

4 景観、人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施想定区域には、室生赤目青山国定公園、青山高原が含まれ、また、風力発電設備の可視領域には多くの景観資源や居住地域が含まれることから、本事業の実施により、眺望景観への影響が広範囲にわたり懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、自然公園区域の改変を極力避けるとともに、青山高原の利用者及び高原道路を通行する車両からの眺望景観を含めた景観への影響を回避又は極力低減すること。